各位

会 社 名 株 式 会 社 大 運 代表者名 代表取締役社長 河 原 建 夫 (コード番号 9363 大証第2部) 問い合わせ先 常務取締役管理本部長 西川秀夫 電話番号 06-6532-4101

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社 第 86 期定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 会社法に基づき、当社に必要な規定の新設および規定の加除・修正等の変更を行うものであります。
- ① 会社法施行に伴い、定款に定めのあるとみなされる事項を定めるものであります。
 - ・ 取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定 (変更案第4条)
 - ・ 株券を発行する旨の規定 (変更案第7条)
 - ・ 株主名簿管理人を置く旨の規定 (変更案第11条)
- ② 単元未満株式の行使できる権利を明確に定めるものであります。 (変更案第9条)
- ③ 取締役会の機動的、効率的運営を図るため、会社法第370条の条件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなすものであります。 (変更案第24条)
- ④ その他、規定整備、条文・用語の修正等の所要の変更をするものであります。
- 2. 定款変更の内容 別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月28日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月28日 (水曜日)

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

	可 <i>行</i>	亦 軍 安
	現 行 定 款	変更案
	第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
	(新設)	第4条 (機関の設置)
		・当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査 人を置く。
第 <u>4</u> 条	(公告)	第 <u>5</u> 条 (公 告)
	・当会社の公告は大阪市において発行される日本経済新 聞に記載する。	(現行どおり)
	第2章 株式	第 2 章 株 式
第 <u>5</u> 条	(株式の総数)	第6条 (発行可能株式総数)
	・当会社の <u>発行する株式の</u> 総数は1億5,000万株と する。	・当会社の <u>発行可能株式</u> 総数は1億5,000万株とする。
	(新設)	第7条 (株券の発行)
		・当会社は、その株式に係る株券を発行する。
第 <u>6</u> 条	(<u>1 単元の株式の数</u> 及び単元未満株券の不発行)	第 <u>8</u> 条 (<u>単元株式数</u> 及び単元未満株券の不発行)
	・当会社の <u>1単元の株式の数</u> は、1,000株とする。	・当会社の <u>単元株式数</u> は、1,000株とする。
	・当会社は、 <u>1単元に満たない株式数を表示した</u> 株券を 発行しない。	・ <u>当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる</u> 。
	(新設)	第9条 (単元未満株式についての権利)
		 ・当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166号第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利
第 <u>8</u> 条	(単元未満株式の買増請求)	第 <u>10</u> 条 (単元未満株式の買増請求)
	・当会社の <u>単元未満株式を有する</u> 株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて <u>1単元の株式</u> となる <u>べき</u> 数の株式を売渡す <u>べき旨</u> を請求することができる。	・当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その <u>有する</u> 単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数</u> となる数の株式を売 <u>り</u> 渡す <u>こと</u> を請求することができる。
第 <u>9</u> 条	(名義書換代理人)	第 <u>11</u> 条 <u>(株主名簿管理人)</u>
	・当会社は <u>株式につき名義書換代理人</u> を置く。	・当会社は <u>株主名簿管理人</u> を置く。
	・名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により <u>選定</u> し、これを公告する。	・ <u>株主名簿管理人</u> 及びその事務取扱場所は取締役会の決 議により <u>定め</u> 、これを公告する。
	・当会社の株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増請求、その他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを扱わない。	・当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第 <u>7</u> 条	(株式取扱規則)	第12条 (株式取扱規則)
	・当会社の株券の種類、 <u>株式の名義書換</u> 、単元未満株式の買取り及び買増請求、その他株式に関する <u>取扱い</u> 並びに <u>その</u> 手数料 <u>について</u> は、取締役会 <u>で</u> 定める株式取扱規則による。	・当会社の株券の種類、 <u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)の</u> 氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の <u>取扱い</u> 、その他株式に関する <u>手続</u> 並びに手数料は、 <u>法令または定款のほか</u> 、取締役会 <u>の</u> 定める株式取扱規則による。

現行定款	変更案
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 <u>12</u> 条 (株主総会の招集時期)	第 <u>13</u> 条 (株主総会の招集時期)
・定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。	(現行どおり)
・前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主 は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録 された株主とする。	(削除)
第 <u>10</u> 条 (基準日)	第 <u>14</u> 条 (<u>定時株主総会の</u> 基準日)
・当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録とれた議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。	・当会社の <u>定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月3</u> <u>1日</u> とする。
・前項のほか、第36条による金銭の分配を受ける株主 又は登録した質権者を確定するため、その他必要がある ときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めること ができる。	(削除)
第13条 (株主総会の招集者及び議長)	第 <u>15</u> 条 (株主総会の <u>招集権者</u> 及び議長)
・株主総会は <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき</u> 社長がこれを招集しその議長となる。	・株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
・社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじ め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	
第 <u>14</u> 条 (決議方法)	第 <u>16</u> 条 (決議方法)
・株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって <u>これを</u> 決する。	・株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
・ <u>商法第343条の規定</u> による株主総会の決議は、総株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決 権の3分の2以上 <u>にあたる多数</u> をもって <u>これを決する</u> 。	・会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第 <u>15</u> 条 (議決権の代理行使)	第 <u>17</u> 条 (議決権の代理行使)
・株主 <u>がその議決権の行使を委任する代理人は当会社の</u> 議決権を行使しうる株主に限る。	・株主 <u>は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理</u> 人として、その議決権を行使することができる。
・この場合株主又は代理人は代理権を <u>証</u> する書面を当会 社に <u>差し出すものとする</u> 。	・この場合株主又は代理人は <u>株主総会ごとに</u> 代理権を <u>証明</u> する書面を当会社に <u>提出しなければならない</u> 。
第 <u>16</u> 条 (議事録)	(削除)
・株主総会の議事の要領及びその結果は、これを議事録 に記載又は記録して、議長並びに出席した取締役がこれ に記名捺印又は電子署名を行う。	
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 <u>17</u> 条(員 数)	第 <u>18</u> 条(員 数)
・当会社の取締役は、10名以内とする。	(現行どおり)
第 <u>18</u> 条(選 任)	第 <u>19</u> 条(選 任)
・取締役は、株主総会において選任する。	(現行どおり)
・取締役の選任決議は、 <u>総株主</u> の議決権の3分の1以上 <u>にあたる株式</u> を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもって <u>これをおこなう</u> 。ただし取締役の選任決議に ついては、累積投票によらない。	・取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって <u>行う</u> 。ただし取締役の選任決議については、累積投票によらない。
第 <u>19</u> 条(任 期)	第 <u>20</u> 条(任 期)
・取締役の任期は、 <u>就任後</u> 2年 <u>内の最終の決算期</u> に関す る定時株主総会終結の時までとする。	・取締役の任期は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度</u> <u>のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会 <u>の</u> 終結の時まで とする。

現行定款		変更案
第 <u>20</u> 条	(会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役及び代 表取締役の選任)	第21条 (代表取締役および役付取締役)
	(新設)	・取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定 する。
	・取締役会の決議により会長、社長、副社長各1名、専務取締役、常務取締役若干名を <u>定める</u> ことができる。	・取締役会の決議により <u>、取締役</u> 会長、 <u>取締役</u> 社長、 <u>取 締役</u> 副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を <u>選定する</u> ことができる。
	・取締役会の決議により代表取締役を定める。	(削除)
第 <u>21</u> 条	(取締役会の招集)	第22条 (取締役会の招集)
	(新設)	・取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
	・取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 及び各監査役に対して発令する。ただし緊急の必要があ るときは、この期間を短縮することができる。	(現行どおり)
	・取締役 <u>全員の同意と</u> 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を <u>開く</u> ことができる。	・取締役 <u>および</u> 監査役 <u>の</u> 全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を <u>開催する</u> ことができる。
第 <u>22</u> 条	(取締役会の権限)	第 <u>23</u> 条 (取締役会の権限)
	・取締役会は会社の重要なる業務執行を決議する。	(現行どおり)
第 <u>23</u> 条	(決議 <u>方法</u>)	第 <u>24</u> 条(<u>取締役会の</u> 決議 <u>の省略</u>)
	・取締役会は取締役の過半数が出席しその過半数をもって決議する。	・当会社は、会社法第370条の要件を充たしたとき は、取締役会の決議があったものとみなす。
第 <u>24</u> 条	(報 酬)	第 <u>25</u> 条 (報酬 <u>等</u>)
	・取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。	・取締役の報酬 <u>、賞与その他の職務執行の対価として当</u> 会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議に <u>よって</u> 定める。
第 <u>25</u> 条	(相談役、顧問)	第26条 (相談役、顧問)
	・取締役会の決議により相談役及び顧問若干名を置くことができる。	(現行どおり)
	第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
第 <u>26</u> 条	(員 数)	第 <u>27</u> 条(員 数)
	・当会社の監査役は、4名以内とする。	(現行どおり)
第 <u>27</u> 条	選任)	第 <u>28</u> 条(選 任)
	・監査役は、株主総会において選任する。	(現行どおり)
	・監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上 にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもって <u>これをおこなう</u> 。	・監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって <u>行う</u> 。
第28条	(任期)	第 <u>29</u> 条(任 期)
	・監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。	・監査役の任期は、 <u>選任後</u> 4年 <u>以内に終了する事業年度</u> <u>のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会 <u>の</u> 終結の時まで とする。
第33条	(監査役補欠者)	
	・当会社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ定時株主総会において監査役補欠者を選任することができる。	(削除)
	・監査役補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を もってする。	(削除)
	・監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初の定時株主 総会が開催される時までとする。	(削除)
	・ <u>監査役補欠者が監査役に就任した場合</u> の任期は、退任 した監査役の <u>残任期間</u> とする。	・任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

		変更案
第90冬	(常勤の監査役)	第30条(常勤の監査役)
<u> </u>	・監査役の互選により常勤の監査役を定める。	
ht o o h		・監査役の <u>中から</u> 常勤監査役若干名を <u>選定する</u> 。
男 <u>30</u> 条	(監査役会の招集) ・監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役	第 <u>31</u> 条 (監査役会の招集)
	・監査収去の指集通知は、云日の3日前までに台監査収 に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この 期間を短縮することができる。	(現行どおり)
	・監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	
第31条	(決議方法)	(削除)
	・監査役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決議する。	
第32条	(報 酬)	第32条 (報酬)
	・監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。	(現行どおり)
	第6章 計算	第6章 計 算
第 <u>34</u> 条	(<u>営業</u> 年度 <u>及び決算期</u>)	第 <u>33</u> 条(<u>事業</u> 年度)
	・当会社の <u>営業</u> 年度は毎年4月1日から翌年3月31日 までの <u>1期とし、決算期は毎年3月31日</u> とする。	・当会社の <u>事業</u> 年度は、毎年4月1日から翌年3月31 日までの <u>1年</u> とする。
第35条	(利益金の処分)	(削除)
	・毎営業年度の利益金は次のとおり処分する。	
	・ただし株主総会の決議をもって次の処分をすることができる。	
	(1) 利益準備金	
	(2) 株主配当金	
	(3) 役員賞与金	
第 <u>36</u> 条	(株主配当金)	第34条 (剰余金の配当)
	・ <u>当会社の株主配当は毎決算期現在</u> の株主名簿等に記載 又は記録 <u>の</u> 株主若しくは登録 <u>した</u> 質権者に <u>支払う</u> 。	・株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に 記載又は記録 <u>された</u> 株主若しくは登録 <u>株式</u> 質権者 <u>に対し、期末配当を行うことができる</u> 。
第37条	(金銭の分配)	
	・ <u>当会社は</u> 取締役会の決議により、毎年9月 <u>末現在</u> の株主名簿 <u>等</u> に記載又は記録の株主若しくは登録 <u>した</u> 質権者に対し、 <u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配</u> を行うことができる。	・ <u>前項のほか、</u> 取締役会の決議により、毎年9月 <u>30日</u> の株主名簿に記載又は記録 <u>された</u> 株主若しくは登録 <u>株式</u> 質権者に対し、 <u>中間配当</u> を行うことができる。
	・取締役会は毎年12月中に前項の金銭の分配を行うか否かおよびこれを行う場合における金額について決議する。	(削除)
第 <u>11</u> 条	(自己株式の取得)	第 <u>35</u> 条 (自己株式の取得)
	・ <u>当会社は、商法第211条/3第1項第2号の規定により、</u> 取締役会の決議をもって自己株式 <u>を買受けする</u> ことができる。	・取締役会の決議 <u>により、市場取引等による</u> 自己株式 <u>の</u> 取得を行うことができる。
第 <u>38</u> 条	(配当金 <u>等</u> の除斥期間)	第36条 (配当金の除斥期間)
	・ <u>株主配当金及び前条による金銭の分配</u> が <u></u> 支払 <u>確定の</u> 且から満3年を経過しても受領されないときは、当会社 はその支払 <u>の</u> 義務を免れる <u>ものとする</u> 。	・ <u>期末配当金及び中間配当金</u> が支払 <u>開始日</u> から満3年を 経過しても <u>なお</u> 受領されないときは、当会社はその支払 義務を免れる。

以上